

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

規 則

- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課） 13
○森林組合法施行細則の一部を改正する規則.....（林業木材課） 13

告 示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示.....（原子力安全対策課） 13
○特定調達契約に係る入札の公告.....（原子力安全対策課） 14
○土地改良法による道営換地計画の変更決定.....（農業施設管理課） 15
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（2件）.....（治山課） 15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 15
○保安施設地区の指定の予定.....（治山課） 16
○森林法による通知に代える公示.....（治山課） 17
○道路の供用の開始.....（道路課） 17
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課） 17

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第117号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年8月18日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第118号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年農林水産省令第82号」を「平成18年農林水産省令第46号」に改める。
第26条の表1の項中「第8条」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第747号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成18年度において、道が締結しようとする⁽¹⁾に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⁽²⁾に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、⁽³⁾に定めるものとする。

- 契 約 平成18年9月8日に一般競争入札の公告を行う原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借契約
- 資 格 原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- 物 品 等 の 種 類 原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の⁽¹⁾、⁽³⁾、⁽⁵⁾及び⁽⁶⁾によるほか、次による。

- 平成18年8月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- 過去2年間に於いて、1の⁽¹⁾に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。
- 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載する要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

- (4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給、保守等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期
平成18年9月8日から10月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示による作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第748号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間 平成19年2月1日から平成25年1月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成18年北海道告示第747号に規定する原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借の資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所
北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 3階 総務部危機対策局 防災連絡員室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課）
- (2) 入札日時 平成18年10月25日（水）午前11時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- (2) 交付の方法 (1)の場所で交付する。ただし、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 7 落札者の決定及び契約書作成の要否
落札者の決定は、次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- (1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

ること。

(2) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成18年9月8日(金)から10月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 場 所 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5011

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured
Nuclear Disaster Prevention Network (Emergency Contact Network) Facility

B . Bid tendering date and time
11:00 A. M., October 25, 2006

C . Contact
Nuclear Safety Division, Department of General Affairs, Hokkaido Prefectural Government, Nisi-6, Kita-3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5011

北海道告示第749号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、中富良野町こがね地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年9月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第750号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町茶内西十三線76、78、80、茶内西十四線128、130、132
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第751号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央十丁目6の2、10の3、字別保原野南二十四線59の22
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第752号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
江差町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町・上ノ国町・厚沢部町・奥尻郡奥尻町の所在場所 (以上4町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

江差町・上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

江差町・上ノ国町・奥尻町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 留萌市・増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

留萌市・増毛町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに留萌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第753号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

岩内郡共和町梨野舞納180の1地先・466地先（以上2筆地先国有林）

2 指定の目的 飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 7年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を今金町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年農林水産省告示第1153号のとおりである。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

瀬棚郡今金町字稲穂281の1所在の森林について所有権を有する 菅 野 義 昭

北海道告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 三 笠 栗 山 線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市栗沢町茂世丑986番1地先から 岩見沢市栗沢町茂世丑1006番3地先まで	平成18. 9. 8
道道 函 館 南 茅 部 線 北海道函館土木現業所	函館市庵原町113番1地先から 函館市庵原町140番1地先まで	同

北海道告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年9月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域
- 路線名及び縦覧場所 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

宝 水 岩 見 沢 線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市日の出町154番7地先から 岩見沢市日の出町154番3地先まで	前	10.50mから 10.50mまで	100.00m	—
		後	10.50mから 11.10mまで	100.00m	—
大 沼 公 園 鹿 部 線 北海道函館土木現業所	茅部郡鹿部町字駒見9番1地先から 茅部郡鹿部町字宮浜198番8地先 （一般国道278号交点）まで	前	11.00mから 26.00mまで	4,247.78m	一般国道278号 重複し=8.90m
		後	14.77mから 52.00mまで	4,208.78m	一般国道278号 重複し=8.90m

